

グローバル・ブランドプロモーションにおけるコンテンツ制作及び体験機会創出等業務委託
公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 契検第 160 号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和 4 年 4 月 27 日

産業労働部営業局長

1 業務の概要

(1) 業務名

グローバル・ブランドプロモーションにおけるコンテンツ制作及び体験機会創出等業務委託

(2) 業務の目的

長野県では、グローバル・マーケットにおいて、長野県のブランド価値を訴求し長野県産品等の付加価値を高めることを目指す、グローバル・ブランドプロモーションを展開しており、中でも歴史・文化・伝統への造詣が深く、日本文化との親和性が高いと思われる欧州、とりわけその確度の高いフランス・イタリアを足掛かりとした活動に取り組んでいる。その一環として、「ストーリー性」→「物に込められた背景」→「体験」などを通してブランドイメージを向上させるサイトのコンテンツを拡充するとともに、実体験の場を創出することによりブランド認知拡大及び理解の促進を図る。

(3) 業務内容

ア グローバル・ブランドサイト（以下、サイト）に掲載するコンテンツの作成

(ア) 委託者の提案による新規コンテンツの企画・編集・制作（英語・フランス語・日本語）

(イ) 別事業で作成する新規掲載動画（計 10 本）のサムネイル選定及び紹介文の作成（英語・フランス語）

イ グローバル・プロモーション展開事業方針に沿った「体験の場」の企画・運営

ウ サイト等の認知向上策の展開

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおり。

なお、仕様書（案）の委託業務内容は現時点での予定であり、今後、提案内容を踏まえて、協議により変更する可能性があります。

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

ア 事業実施体制について

業務フローとそれぞれの役割に加え、本事業に関わる体制を具体的に図説すること。また、実績があれば明示すること。

イ 本事業を戦略的に行うための実施計画

ウ 現地の人々に訴求効果の高いテーマや編集企画案（内容・制作本数等）について

エ アドバイザー、ライター、翻訳者、カメラマンの実績

- オ グローバル・プロモーション展開事業方針（別添1「グローバル・ブランドサイトの概要について」参照）に沿った「体験の場」（内容・実施場所・実施期間等）について
- カ サイト等の認知向上策について
- キ 事業実施スケジュール

(6) 業務の実施場所

欧州及び日本国内

(7) 履行期間又は履行期限

契約締結日から令和5年3月27日

(8) 費用の上限額

15,000,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあつては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては都道府県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・都道府県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(3)①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 提出書類

- ① 参加申込書（様式第3号）
- ② 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式（様式第3号の附表）
- ③ 誓約書（様式第3号の2）

(2) 担当課（所）・問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2
長野県産業労働部営業局メディア・ブランド発信担当
(担当) 主査 小池 綾菜
電話 026-235-7249 ファックス 026-235-7496
メール eigyo@pref.nagano.lg.jp

(3) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和4年5月11日（水）午後5時まで

（土曜日、日曜日及び休日*は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで）

【(注) 長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。】

- ② 提出先 3（2）に同じ。

- ③ 提出方法 持参、郵送又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに産業労働部営業局に到達したものに限り、郵送又はメールで提出した場合は、到達したことを電話で3（2）の担当者に確認してください。

(4) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(5) 非該当理由に関する事項

- ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6（2）①）の3日前までに、書面により産業労働部営業局長から通知します。

- ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により産業労働部営業局長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

- ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。

- ④ 非該当理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3（2）に同じ。

イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(6) その他の留意事項

- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 説明会

- (1) 開催日時 令和4年5月12日（木） 午後1時から（60分間程度）

- (2) 開催場所 オンライン（webEX）

- (3) 留意事項 説明会には必ず参加してください。説明会に参加する方の情報を、令和4年5月11日

(水) 午後5時までに3(2)まで電子メールにてお知らせください。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 3(2)に同じ。
- (2) 受付期間 令和4年5月16日(月)まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
- (3) 受付時間 午前9時から午後5時まで。
- (4) 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をメールにより提出するものとします。
- (5) 回答方法 産業労働部営業局長が求める企画提案項目に係る質問並びに企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問及び仕様に影響する質問について、令和4年5月20日(金)までに全参加申込者に対し質問内容を記載しメールで回答します。
個別の企画提案内容に係る質問の場合は、質問者に対してのみ同期日までにメールで回答します。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 提出書類

① 企画提案書(様式第8号)及び企画書(様式第8号の附表)

企画提案書は、別に定める仕様書(案)に示した内容を踏まえて作成してください。なお、様式第8号の附表の記載項目が網羅されていれば、独自様式でも結構です。また、企画提案書は原則A4サイズで作成して下さい。

② 経費見積書(様式第8号の附表2)

経費の合計額は、1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。なお、経費の合計額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、経費見積書により算定した額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を記載してください(円未満切り捨て)。また、業務ごとに単価が分かる詳細な経費内訳を記載してください。

(2) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

① 提出期限 令和4年5月23日(月)正午まで(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)

② 提出先 3(2)に同じ。

③ 提出部数 6部(原本1部、コピー5部)

④ 提出方法 持参、郵送又はメールによる提出とする。ただし、郵送の場合は提出期限までに産業労働部営業局に到達したものに限り、郵送又はメールで提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(2)の担当者に確認してください。

(3) 企画提案の選定基準

別紙「審査基準」参照

(4) 企画提案の選定の方法

① 企画提案の選定に当たっては、グローバル・ブランドプロモーションにおけるコンテンツ制作及び体験機会創出等業務受託候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置し、提出書類及びプレゼンテーションにより以下のとおり審査を行いますので、出席してください。

② ただし、5者以上から企画提案書の提出があった場合は、下記の方法により書類選考を実施し、

プレゼンテーション審査に参加していただく5者を選出します。

委員が企画提案書の内容を審査し、項目ごとにA～Eの5段階に評価します。

A：非常に優秀 B：優秀 C：普通 D：やや劣る E：劣る

審査項目ごとの評価点は、上記（7）の満点に5段階で評価したA～Eのそれぞれ係数（A：1.0、B：0.8、C：0.6、D：0.4、E：0.2）を乗じた点数とし、その合計を総得点とします。

ア 総得点の多い順に1位から5位までの順位付けを行います。同点がある場合は、各委員の判断により順位付けを行います。順位付けに対し、1位：5点、2位：4点、3位：3点、4位：2点、5位：1点の順位点を付与します。

イ 各委員の順位点を総計し、上位5者をプレゼンテーション審査対象者として選定します。

なお、5位に同点者が出た場合は、各委員の意見を踏まえた上で、委員長の判断によりプレゼンテーション審査対象者を選定します。

③ プレゼンテーション審査では、下記の方法により、より委託候補者を選定します。

ア 委員がプレゼンテーションの内容を審査し、項目ごとにA～Eの5段階に評価します。

A：非常に優秀 B：優秀 C：普通 D：やや劣る E：劣る

審査項目ごとの評価点は、上記（7）の満点に5段階で評価したA～Eのそれぞれ係数（A：1.0、B：0.8、C：0.6、D：0.4、E：0.2）を乗じた点数とし、その合計を総得点とします。

イ 総得点の多い順に1位から3位までの順位付けを行います。同点がある場合は、各委員の判断により順位付けを行います。

ウ 順位付けに対し、1位：5点、2位：3点、3位：1点の順位点を付与します。ただし採点結果が100点満点中60点以下の場合は、順位点付与の対象外とします。

エ 各委員の順位点を総計し、最高得点者を委託候補者として選定します。なお、最高得点者が複数出た場合は、各委員の意見を踏まえた上で、委員長の判断により委託候補者を選定します。

④ プレゼンテーションの実施日時

開催日時：令和4年5月24日（火）

※実施方法及び時間については参加者に個別に連絡します。

（5）選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により産業労働部営業局長から通知します。

② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により産業労働部営業局長から通知します。

③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書及び企画提案審査委員会審査書を長野県公式ホームページに掲載するとともに、産業労働部営業局において閲覧に供します。

（6）非選定理由に関する事項

① （5）②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により産業労働部営業局長に対して非該当理由について説明を求められます。

② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以

内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。

③ 非選定理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3（2）に同じ。

イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

（7）その他の留意事項

- ① 企画提案書は複数案提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

- （1）見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで、メールによる場合は該当日の午後5時まで）に、見積書（様式第14号）により産業労働部営業局長に対して提出するものとします。
- （2）見積書が、（1）の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- （3）見積書の提出の依頼の通知を受けた者が見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- （4）見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、産業労働部営業局において閲覧に供します。

10 その他

- （1）契約書作成の要否
必要とします。
- （2）関連情報を入手するための窓口
3（2）と同じ。
- （3）必要に応じて参加申込及び提案内容に関する照会を行う場合があります。
- （4）企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。
- （5）本業務の委託仕様書は契約候補者が提出した提案書が基本となりますが、契約候補者と県との協議により最終的に決定します。なお、協議が整わなかった場合は、契約を締結せず、次点者と協議を行うものとします。

グローバル・ブランドプロモーションにおけるコンテンツ制作及び体験機会創出等業務委託
審査基準

審査項目		審査内容（要求内容）	配点
理解度		グローバル・ブランドサイトのコンセプトや狙いを十分理解した上で、仕様書の内容を満たした効果的な提案となっているか。	15
体制		<ul style="list-style-type: none"> ・現地のネイティブスタッフ、アドバイザーの人選は適切か。また、実績は優れたものか。 ・県との円滑なコミュニケーションが図れるか。 ・スケジュールが計画的であり、期限内に完了できる日程となっているか 	25
事業内容	コンテンツの作成	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマや題材へのアプローチ方法や着眼点が優れているか ・欧州現地目線の企画内容となっているか 	20
	イベントの企画・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ブランド体験を深める、効果的な企画提案となっているか 	25
	サイト等の認知向上策	<ul style="list-style-type: none"> ・ターゲットとする客層に効果的に訴求できる企画提案となっているか 	10
経済性		<ul style="list-style-type: none"> ・見積金額が適正な価格となっているか ・予算内で、最大限の効果を出すことができる提案となっているか 	5
合計得点			100

様式第3号

参加申込書

令和4年 月 日

長野県知事 阿部 守一 様
(産業労働部営業局扱い)

住 所
商号又は名称
代表者 氏 名
(個人にあつては住所、氏名)

下記業務の公募型プロポーザル方式に参加したいので、資格要件具備説明書類を添えて参加を申し込みます。

記

- 1 対象業務名
グローバル・ブランドプロモーションにおけるコンテンツ制作及び体験機会創出等業務
- 2 公告日
令和4年4月27日(水)

【連絡先】 担当者所属

氏 名
電話番号
ファックス番号
メールアドレス

参加要件具備説明書類総括書

提出者名

1 県税及び地方消費税を滞納していないことが確認できる書類
別紙のとおり（納税証明書（未納の額がないことの証明））

2 社会保険に加入していることが確認できる書類

別紙のとおり

加入義務有・労働保険

申請日直前の労働保険概算・確定保険料申告書の控え及びこれにより
申告した保険料の納入に係る領収済通知書の写し等

・厚生年金保険、健康保険

申請日直前の保険料の納入に係る領収証書又は納入証明書の写し等

加入義務無・賃金台帳、労働者名簿、源泉所得税領収書等のうちいずれかの写し

3 当該業務の実施体制

(1) 責任者

職・氏名	生年月日	年齢 歳
職歴等		

(2) 従事者

職・氏名	生年月日	年齢 歳
職歴等		

(3) コンテンツ制作体制

様式第3号の2

令和4年 月 日

長野県知事 阿部守一様

住 所

商号又は名称

代表者 職氏名

誓 約 書

グローバル・ブランドプロモーションにおけるコンテンツ制作及び体験機会創出等業務委託の企画提案にあたり、公募型プロポーザル方式実施公告の「2 応募資格要件」に定められた資格を満たしていることを誓約します。

様式第6号

業 務 等 質 問 書

提出日：令和 年 月 日

発注機関名	産業労働部営業局	公 告 日	令和4年 4月 27日
業 務 名 業務箇所名	グローバル・ブランドプロモーションにおけるコンテンツ制作及び体験機会創出等業務		
質問書提出者	所 在 地		
	商号又は名称		
	電 話		
	担当者 所属・氏名		
質問内容			

様式第8号（第19第2項）

企 画 提 案 書

令和4年5月 日

長野県知事 阿部 守一 様
（産業労働部営業局扱い）

住 所
商号又は名称
代表者 氏 名
（個人にあつては住所、氏名）

下記の業務について、企画提案書を提出します。

記

- 1 対象業務名
グローバル・ブランドプロモーションにおけるコンテンツ制作及び体験機会創出等業務
- 2 公告日
令和4年4月27日

【連絡先】 担当者所属

氏 名
電話番号
ファックス番号
メールアドレス

企 画 書

提出者名

1 業務の実施者	氏名		住所	
2 提案内容				
(1)事業実施体制について				
(2)本事業を戦略的に行うための実施計画				
(3)現地の人々に訴求効果の高いテーマや編集企画案（内容・制作本数等）について				
(4)アドバイザー、ライター、翻訳者、カメラマンの実績				
(5)グローバル・プロモーション展開事業方針に沿った「体験の場」（内容・実施場所・実施期間等）				
(6)サイト等の認知向上策について				
(7)事業実施スケジュール				
(8)自由提案				

※各項目のスペースは必要に応じて拡大又は縮小して使用して下さい。また、上記項目が網羅されていれば、独自様式の提案書でも結構です。

経費見積書

令和4年 月 日

見積人
住 所
商号又は名称
代表者氏名
(個人にあつては住所、氏名)

下記のとおり見積りします。

記

区分	金額	主な内容
事業費	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
合計	円	

(記載上の注意事項)

- 1 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、経費見積額の上限は、15,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)としてください。
- 2 諸経費等を含めてください。
- 3 当様式は参考様式であり、見積金額の算出根拠があれば、それを代替として差し支えありません。

様式第 14 号 (第 29 第 2 項)

見 積 書

令和 4 年 月 日

長野県知事 阿部 守一 様

見積人

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(個人にあつては住所、氏名)

下記のとおり見積りします。

記

1 業 務 名	グローバル・ブランドプロモーションにおけるコンテンツ制作及び体験機会創出等業務
2 業 務 箇 所	欧州及び日本国内
3 見 積 金 額	

(見積金額には消費税及び地方消費税を含みません。)